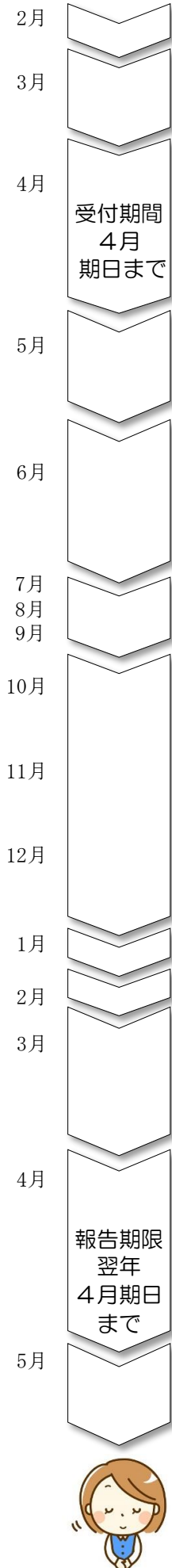


地域福祉活動助成事業 手続きのながれ

名張市社会福祉協議会



●名張市ボランティアセンター登録更新手続き（4月期日まで）

助成案内

助成申込

社協窓口または福祉まちづくりセンター窓口へ提出ください。

■申請時 提出書類■

- ①申込書（様式第1号）
※団体名義の預金口座を振込先に指定できない場合、協働団体の同意を得て協働団体名義の預金口座を振込先に指定できます。
- ②事業計画書（様式第2号）※代用可
- ③収支予算書（様式第3号）※代用可
・備品購入見積書・カタログ
（福祉活動備品助成事業のみ）

審査・決定

各審査機関で審査を行い、助成可否ならびに助成額を決定します。

承認・不承認通知書送付

助成申請団体へ、承認（不承認）通知書を送付します。

助成金振込（6月末）

団体名義の指定口座へ振り込みます。

●共同募金運動



●歳末たすけあい運動

助成対象団体とともに、次年度につながる 共同募金運動を展開

共同募金は、募金実績により翌年度の配分金額が決まります。また、本助成事業の財源の中で、助成対象団体とともに取り組める募金活動です。共同募金運動を通じて、財源の確保はもとより、募金者である市民と配分を受けている活動団体とのつながりづくりの場となるよう展開します。

《決定事項の変更》

交付決定を受けた事業内容に変更が生じる（生じた）ときは、**変更（取下）申請書（様式第9号）**を提出します。内容確認のうえ、⑩承認変更（取消）通知書により通知します。

《助成金の返戻》

上記の際、交付承認金額の変更通知があった場合、すみやかに相当額を返還してください。返還完了後 ⑫領収書を発行します。

※返戻手続きに必要なもの

- ・完了報告書（様式第5号）表表紙
- ・変更（取下）申請書（様式第9号）
- ・返戻金 ・印鑑

決定事項の変更

助成金の返戻

実績報告

事業完了後1か月以内に社協窓口または福祉まちづくりセンター窓口へ提出ください。（土日祝は福祉まちづくりセンター窓口へ提出ください）

事業報告精査

各審査機関で報告内容を精査します。
※助成対象外となった場合のみ通知します。

■報告時 提出書類■

- ⑤完了報告書（様式第5号）
- ⑥事業報告書（様式第6号）※代用可
- ⑦収支精算書（様式第7号）※代用可
- ⑧市民への「ありがとうメッセージ」（様式第8号）
・事業の周知物（チラシ等）、活動の様子がわかる写真

問い合わせ

名張市社会福祉協議会 地域福祉課 : 63-1111
福祉まちづくりセンター : 62-7388